

あおもり食育サポーターによる食育活動実施要領

平成22年	4月	9日	制	定	
平成22年	8月	24日	一部	改正	
平成22年	10月	1日	一部	改正	
平成23年	4月	11日	一部	改正	
平成23年	11月	22日	一部	改正	
平成25年	6月	5日	一部	改正	
平成26年	3月	25日	一部	改正	
平成28年	2月	4日	一部	改正	
平成29年	3月	6日	一部	改正	
令和	元年	5月	24日	一部	改正
令和	3年	5月	21日	一部	改正

(目的)

第1条 「あおもり食育サポーター」(以下「サポーター」という。)による食育活動をとおして、子どもにとって望ましい食習慣の形成と本県の豊かで良質な食文化への理解促進を図り、次代の本県を担う子どもの健やかな成長に資する。

(定義)

第2条 サポーターとは、食生活・栄養、調理、生産・加工、食文化、食品製造・流通、食の安全・安心など、「食」に関する分野において、自らの知識や経験を活かした講義や実習等の実施、体験機会の提供等をとおして、地域住民、特に子どもと保護者の「食」に関する学習意欲を喚起し、食育活動を支援する者をいう。

(活動内容)

第3条 サポーターの活動内容は、別紙1「サポーター活動内容」のとおりとする。

(要件)

第4条 サポーターは、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 県が、平成20年度及び21年度に実施した「あおもりっ子食育指導者養成研修」の受講者、又は「あおもり食育検定」の合格者で、サポーターとしての活動を希望する者。若しくは、サポーターによる食育活動の趣旨を理解し、これを行うために必要な次の資格、経験等を持つ者。栄養士、調理師、保健師、食生活改善推進員、保育士、教員、生活改善グループ員、専業農林漁業者、市場関係者、食品製造業者、野菜ソムリエ等の食関係資格保持者、そのほか県が適任と認める者
- (2) 原則として、無償で活動を行う者
- (3) サポーターを選定する際の資料となる、「氏名」「連絡先」「活動分野」等を整理した「サポーター名簿」を、県及び県がサポーター活動の調整事務等を業務委託するサポーター事務局(以下「事務局」という。)に配布することに同意する者
- (4) サポーター活動を紹介する県庁ホームページに、個人が特定される情報以外の情報を掲載することに同意する者

(登録)

第5条 サポーターの登録は、次のとおりとする。

- (1) サポーターの登録を希望する者は、別紙2「サポーター登録申込書」を県に提出する。
- (2) 県は、登録申込書の内容を確認した上でサポーターとして登録することとし、別紙3「サポーター登録通知書」を送付する。

(登録期間)

第6条 サポーターの登録期間は、「サポーター登録通知書」の交付の日から、その翌年度の3月31日までとする。

(登録変更)

第7条 登録内容に変更が生じた場合、サポーターは別紙4「サポーター登録内容変更届」を県に提出する。

(登録更新)

第8条 サポーターの登録更新は、次のとおりとする。

- (1) 引き続きサポーターへの登録を希望する者は、登録期間が終了する1箇月前から登録期間終了日までの間に別紙5「サポーター登録更新申込書」を県に提出する。
- (2) 県は、登録更新申込書の内容を確認した上でサポーターとして登録を更新することとし、別紙6「サポーター登録更新通知書」を送付する。

(登録抹消)

第9条 サポーターの登録抹消を希望する者又はサポーターとしてふさわしくない行為を行った者若しくは第8条の登録更新を行わなかった者は、県において登録を抹消する。

(活動手順)

第10条 サポーターによる活動については、次のとおり行う。

- (1) 県民が、サポーターによる活動を希望する場合は、別紙7「サポーター活動申込書」により、郵便、ファクシミリ等で事務局に申込みをするものとする。
- (2) 事務局は、サポーター活動の要請者（以下「要請者」という。）の意向を確認した後、サポーター名簿に基づき適格者を選出し、活動の可否を照会する。
- (3) 事務局は、活動の可否の結果を、速やかに要請者に回答する。
- (4) 活動が可能となった場合、サポーターは原則として要請者側の条件に合わせて活動を行うものとし、要請者とサポーターは、具体的な活動内容等について、相互に連絡調整を行う。

また、事務局は、活動内容等について、要請者及びサポーターに適宜助言指導する。

なお、次の場合、要請者又はサポーターは、速やかに事務局に報告する。

- ア 具体的な活動内容等について要請者とサポーターの間の再調整が必要な場合
- イ やむを得ない事情により、活動が中止となった場合
- ウ 要請者とサポーターとの間に、何らかのトラブルが生じた場合

（安全・衛生への配慮）

第11条 活動に際し、要請者とサポーターは、参加者の安全及び衛生に十分配慮し、事故等が生じた場合は、速やかに事務局に報告する。

（活動報告等）

第12条 サポーターによる活動が終了した場合、要請者は活動報告等を次のとおり行う。

- （1）別紙8「サポーター活動報告書」により、活動結果を事務局に報告する。
- （2）活動の対象が保護者等の成人である場合は、別紙9「食育及び食生活に関する調査について」を実施し、調査票を事務局に送付する。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和3年5月21日から施行する。

(別紙1)

「あおもり食育サポーター」活動内容

分野	活動内容
食生活・栄養	食生活や栄養に関する指導、講話等 [例] ○ 望ましい食習慣の形成に向けた講話 ○ 食事バランスガイド等の活用実習 ○ 生活習慣病の予防に関する講話 ○ 歯の健康とそしゃくについての講話 など
調理	各種食育テーマに沿った調理等の指導等 [例] ○ 親子料理教室、子ども料理教室、男性料理教室 ○ 旬の食材、地域食材を使った料理教室（郷土料理、伝統料理を含む） ○ 魚のさばき方教室 など
生産・加工	農林漁業体験や、農産物加工体験の技術指導、講話等 [例] ○ 農産物の栽培指導や、ほ場・施設の見学受入 ○ 稲作体験 ○ 牧場見学受入・体験 ○ 地域食材を使った加工品づくり など
食文化	地域の食文化についての指導、講話等 [例] ○ 地域の伝統的な食文化や食材についての講話 ○ 和食・行事食についての講話 ○ 食事マナー教室 など
食品製造・流通	食品の製造・流通についての講話、視察受入等 [例] ○ 市場、工場、店舗等の見学受入 ○ 食品の流通システムに関する講話 など
食の安全・安心	食の安全・安心に関する講話等 [例] ○ 食品表示、食品衛生、食品添加物、食中毒等に関する講話 など
その他	上記以外の食育に関係することについて、講話などをします。 [例] ○ 日本や本県の食料生産や農林水産業に関する説明 ○ 世界や日本の食料自給率の解説 など

(別紙2)

「あおもり食育サポーター」登録申込書

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

ふりがな 氏名	性別	男 ・ 女		
	生年月日	西暦	年	月 日
連絡先	〒			
電話番号	() - 連絡可能な時間帯 : ~ :	FAX 番号	1. 電話番号に同じ 2. () -	
電子メール				
職業及び 勤務先名				
資格、免許、 所属の食育 関係団体				
あおもり 食育検定	合格している場合は、合格した年度 (年度)			
対応可能な 活動分野	希望順	活動分野	得意な活動内容	
		食生活と栄養		
		調理		
		生産・加工		
		食文化		
		食品製造・流通		
		食の安全・安心		
		その他、総合		
活動可能 対象者	1. 未就学児 (歳以上) 2. 小学校低学年 3. 小学校中学年 4. 小学校高学年 5. 中学生 6. 高校生 7. 大人 8. 全年齢			
活動地域				
活動時期				
その他				

サポーターとして活動する場合は、要領第10条及び第11条に基づき活動するとともに、原則として要請者側の条件に合わせて無償で活動を行うことに同意したものとみなします。

この登録申込書に記入された内容は、「あおもり食育サポーター」による食育活動運営業務において使用するものであり、これ以外の目的には一切使用いたしません。

(別紙3)

「あおもり食育サポーター」登録通知書

青食安第 号
令和 年 月 日

様

青森県農林水産部
食の安全・安心推進課長 印

あなたを、下記のとおり、「あおもり食育サポーター」として登録しましたので、お知らせします。

なお、登録期間終了後、引き続き「あおもり食育サポーター」への登録を希望する場合は、「あおもり食育サポーター」による食育活動実施要領第8条に基づき、登録期間が終了する1箇月前から登録期間終了日までの間に、別紙5「『あおもり食育サポーター』登録更新申込書」を県に提出してください。

(※別紙5を添付する)

記

登録番号

登録期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年3月31日まで

(別紙4)

「あおもり食育サポーター」登録内容変更届

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

ふりがな	
氏名	

※以下の欄に変更したい登録内容を記載してください。

連絡先	〒		
電話番号	() - 連絡可能な時間帯 : ~ :	FAX 番号	1. 電話番号に同じ 2. () -
電子メール			
職業及び 勤務先名			
資格、免許、 所属の食育 関係団体			
あおもり 食育検定	合格した場合は、合格した年度 (年度)		
対応可能な 活動分野	希望順	活動分野	得意な活動内容
		食生活と栄養	
		調理	
		生産・加工	
		食文化	
		食品製造・流通	
		食の安全・安心	
		その他、総合	
活動可能 対象者	1. 未就学児 (歳以上) 2. 小学校低学年 3. 小学校中学年 4. 小学校高学年 5. 中学生 6. 高校生 7. 大人 8. 全年齢		
活動地域			
活動時期			
その他			

サポーターとして活動する場合は、要領第10条及び第11条に基づき活動するとともに、原則として要請者側の条件に合わせて無償で活動を行うことに同意したものとみなします。

この登録申込書に記入された内容は、「あおもり食育サポーター」による食育活動運営業務において使用するものであり、これ以外の目的には一切使用いたしません。

(別紙5)

「あおもり食育サポーター」登録更新申込書

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

ふりがな 氏名	性別	男 ・ 女		
	生年月日	西暦	年	月 日
連絡先	〒			
電話番号	() - 連絡可能な時間帯 : ~ :	FAX 番号	1. 電話番号に同じ 2. () -	
電子メール				
職業及び 勤務先名				
資格、免許、 所属の食育 関係団体				
あおもり 食育検定	合格している場合は、合格した年度 (年度)			
対応可能な 活動分野	希望順	活動分野	得意な活動内容	
		食生活と栄養		
		調理		
		生産・加工		
		食文化		
		食品製造・流通		
		食の安全・安心		
		その他、総合		
活動可能 対象者	1. 未就学児 (歳以上) 2. 小学校低学年 3. 小学校中学年 4. 小学校高学年 5. 中学生 6. 高校生 7. 大人 8. 全年齢			
活動地域				
活動時期				
その他				

サポーターとして活動する場合は、要領第10条及び第11条に基づき活動するとともに、原則として要請者側の条件に合わせて無償で活動を行うことに同意したものとみなします。

この登録申込書に記入された内容は、「あおもり食育サポーター」による食育活動運営業務において使用するものであり、これ以外の目的には一切使用いたしません。

(別紙6)

「あおもり食育サポーター」登録更新通知書

青食安第 号
令和 年 月 日

様

青森県農林水産部
食の安全・安心推進課長 印

下記のとおり「あおもり食育サポーター」としての登録を更新しましたので、お知らせします。

なお、登録期間終了後、引き続き「あおもり食育サポーター」への登録を希望する場合は、「あおもり食育サポーター」による食育活動実施要領第8条に基づき、登録期間が終了する1箇月前から登録期間終了日までの間に、別紙5「『あおもり食育サポーター』登録更新申込書」を県に提出してください。

(※別紙5を添付する)

記

登録番号 _____

登録期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年3月31日まで

(別紙 7)

「あおもり食育サポーター」活動申込書

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

申込団体	団体名			
	所在地	〒		
	連絡先	TEL:	FAX:	
		E-Mail:		
	担当者氏名			
要請時期	令和 年 月 日 () : ~ :			
活動場所				
対象者		参加人数	名	
活動のねらい				
要請内容 (テーマ) <u>特に要望がある場合は記載願います</u>				
その他要望 (使用したい教材など)				

- 注 1 本申込書は、活動日の2箇月前までに御提出ください。
- 2 御希望に添うよう調整等を行います。場合によっては御希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。
- 3 本申込書は、1回の活動につき1枚御提出ください。同日にテーマや対象を変えて実施する場合は、それぞれについて申込書の御提出をお願いします。

※本申込書は、郵送又はファクシミリでお送りください。送付先は、以下のとおりです。

※「あおもり食育サポーター事務局」連絡先を記入

(別紙8)

あおもり食育サポーター事務局 行

「あおもり食育サポーター」活動報告書

令和 年 月 日

申込団体名
代表者氏名
担当者氏名

下記のとおり、食育活動の結果を報告します。

実施日時	令和 年 月 日 () : ~ :			
活動場所				
対象者		参加人数	人	
担当した食育サポーター氏名				
活動内容				
本日の活動は、 ねらいに沿った活動だったか <u>「はい」以外に○を</u> <u>された場合は、()</u> <u>にその理由も記載し</u> <u>てください。</u>	理由	はい	・ いいえ	・ その他
活動についての御感想・御意見				

注1 「担当者氏名」は、氏名のみの記載で押印は不要です。

2 活動の様子が分かる写真(2~3枚程度、コピー用紙に印刷したもので可)の添付をお願いいたします。

3 実施後14日以内に郵送又はメールにて下記宛先までお送りください。

※「あおもり食育サポーター事務局」連絡先を記入

(別紙9)

食育及び食生活に関する調査について

対象者に対して、次の調査を実施し、集計・記録することとする。

ただし、小学校の児童のみを対象とした活動のように、対象者の大部分が18歳未満である場合は、この調査を実施する必要はないが、親子料理教室のように、子どもと同数程度の保護者の参加がある場合は、保護者のみを対象に調査を実施する。

なお、食育関係の研究等の目的で、これに新たな調査項目を加えて調査することができる。

<属性>

性別	男性	女性					
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上

設問	回答
問1 あなたは、「食育」という言葉やその意味を知っていますか。	ア 言葉もその意味も知っている イ 言葉知っているが、意味は知らない ウ 言葉も意味も知らない
《食育とは?》 「食育」は、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。 その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身に付けたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化などへの理解を深めたりすることが含まれます。	
問2 あなたは、日頃から「食育」を何らかの形で実践していますか。	ア 積極的にしている イ できるだけするようにしている ウ したいと思っているが、実際にはしていない エ したいと思わないし、していない オ わからない
問3 主食(ごはん、パン、麺など)、主菜(肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理)、副菜(野菜・きのこ・いも・海藻などを使った料理)を3つそろえて食べることが1日2回以上あるのは、週に何日ありますか。	ア ほぼ毎日 イ 週に4～5日 ウ 週に2～3日 エ ほとんどない
問4 あなたは、安全な食生活を送るために、「食の安全・安心に関する基礎的知識(※)」をもとに、どの程度、判断していますか。	ア いつも判断している イ 判断している ウ あまり判断していない エ 全く判断していない
※「食の安全・安心に関する基礎的知識」の例 ・食品に表示されている消費期限、アレルギー表示などを確認すること、また、表示されている保存方法や使用方法を守ること ・「賞味期限」を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、においや見た目など食品の状態に応じて判断すること ・生肉や生魚を取り扱う際、食中毒に気をつけること	

問5 あなたは、産地や生産者を意識して農
林水産物・食品を選んでいきますか。

ア いつも選んでいる

イ 時々選んでいる

ウ あまり選んでいない

エ 全く選んでいない